

## 福岡県地域防犯活動団体登録運用要領

### (目的)

第1条 この要領は、福岡県内で防犯を目的として活動する地域防犯団体（以下「団体」という。）の登録及びその団体登録情報（以下「データベース」という。）を運用するに当たっての必要な事項を定めることを目的とする。

### (登録情報)

第2条 データベースに登録する情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 団体名
- (2) 結成年月
- (3) 構成主体
- (4) 参加人数
- (5) 活動拠点
- (6) 活動頻度
- (7) 活動地域
- (8) 活動内容
- (9) 防犯パトロール車の所有状況
- (10) 連絡先

### (情報の利用)

第3条 データベースに登録した情報は、知事、市町村長及び警察本部長で共有し、安全・安心まちづくりに関する業務のために利用するものとする。

### (登録団体)

第4条 登録する団体は、次の各号のいずれにも適合する団体に限る。

- (1) 次のアからコまでのいずれかに掲げる活動（以下「防犯活動等」という。）を行っていること。
  - ア 防犯パトロール
  - イ 危険箇所点検
  - ウ 防犯教室・講習会
  - エ 防犯指導・診断
  - オ 環境浄化活動
  - カ 見守り保護・誘導
  - キ 乗り物盗予防
  - ク 放置自転車対策
  - ケ 地域安全マップ作成
  - コ その他これらに類する活動
- (2) 防犯活動等に従事する人数が5人以上で、かつ、その過半数が県内に在住、在勤または在学していること。
- (3) 防犯活動等を月に1回若しくは年12日以上頻度で、将来にわたって継続的

に活動を行う予定があること。

(4) 防犯活動等において営利を目的としないこと

(登録手続き)

第5条 データベースに登録しようとする団体は、地域防犯活動団体登録票(様式第1号)に必要事項を記載し、団体の所在する市町村の市町村長又は住所地の所轄の警察署長を経由して知事に提出しなければならない。

2 地域防犯活動団体登録票の提出を受けた市町村長又は警察署長は、地域防犯活動団体登録票を速やかに知事に提出しなければならない。

(データベースの公開)

第6条 知事は、県の安全・安心まちづくりに関するホームページ上に当該団体が公開を可とした内容のデータベースを公開することができる。

(活動についての照会)

第7条 知事は、団体に対して活動状況や登録の継続等について照会することができるとともに、当該団体から回答がない場合は、当該団体の登録を削除することができる。

(登録の変更と削除)

第8条 団体は、登録された情報に変更があった場合は、地域防犯活動団体登録票により、速やかに市町村長又は警察署長に届け出なければならない。

2 団体は、防犯活動等を止めたときは、削除届(様式第2号)により、速やかに市町村長又は警察署長に届出なければならない。

3 第5条第2項の規定は、第1項及び前項の場合に準用する。

(登録の削除)

第9条 知事は、第7条の規定による他、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、当該団体に関する登録を削除することができる。

(1) 登録票を故意に偽って届け出た場合

(2) 団体の構成員が、社会的信用を失墜する行為を行った場合

(3) その他知事が、登録を不相当と認める場合

(個人情報の保護)

第10条 知事、市町村長、警察本部長は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理に努めるものとする。

2 その他登録票に含まれる個人情報の取扱については、「福岡県個人情報保護条例」(平成17年福岡県条例第五十七号)の定めるところによる。

付則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。